



日本銀行 政策委員会月報

令和4年4月



第868号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（4月27・28日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（4月27・28日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（4月27・28日）	3
◆「経済・物価情勢の展望（2022年4月）」の基本的見解を決定する件（4月27・28日）	6
◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年3月17、18日開催分）に関する件（4月27・28日）	6
(2) 通常会合関係	7
◆理事の推薦に関する件（3月1日）	7
◆役員給与の改訂に関する件（4月8日）	8
◆政策委員会月報（令和4年3月）に関する件（4月19日）	13
2. 報告事項	14

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和4年4月27・28日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債について、金額を無制限とする固定利回り（0.25%）方式での買入れを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和4年4月27・28日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和4年4月27・28日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

2022年4月28日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成8反対1）^(注1)

①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

②連続指値オペの運用の明確化

上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債金利について0.25%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施することとした。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

②CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

2. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している^(注2)。

^(注1) 賛成：黒田委員、雨宮委員、若田部委員、鈴木委員、安達委員、中村委員、野口委員、中川委員。反対：片岡委員。片岡委員は、コロナ後を見据えた企業の前向きな設備投資を後押しする観点から、長短金利を引き下げること、金融緩和をより強化することが望ましいとして反対した。

^(注2) 片岡委員は、財政・金融政策の更なる連携が必要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関連付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

◆「経済・物価情勢の展望（2022年4月）」の基本的見解を決定する件（4月27・28日）

本委員会は、令和4年4月27・28日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2022年4月）」の基本的見解^{注1)}を決定した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年3月17、18日開催分）に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和4年4月27・28日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2022年3月17、18日開催分）^{注2)}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（4月28日公表）。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（5月9日公表）。

(2) 通常会合関係

◆理事の推薦に関する件（3月1日）

本委員会は、令和4年3月1日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、内田 眞一、清水 誠一を理事に推薦することを決定した^{注3)}（内田眞一は4月1日、清水 誠一は5月9日、財務大臣より任命）。

注3) 本件は、本委員会で3月中に決定したのですが、財務大臣による両名の任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

◆役員給与の改訂に関する件（4月8日）

本委員会は、令和4年4月8日、「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」（平成10年4月28日決定）に基づき、令和3年度の年収を2年度対比-0.8%引き下げることとするため、役員手当を別紙1のとおり改訂し、令和3年12月1日に遡り適用すること、および別紙2のとおり対外公表を行うことを決定した^{注4)}。

注4) 日本銀行の役員の給与等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

役員俸給及び役員手当

1. 役員俸給（月額）

総 裁	2,010,000円
副総裁	1,590,000円
審議委員	1,523,000円
監 事	880,000円
理 事	1,197,000円

2. 役員手当（1回＜半期＞当たり）

総 裁	5,447,000円
副総裁	4,294,000円
審議委員	4,127,000円
監 事	2,564,000円
理 事	3,509,000円

（令和3年度の年収を2年度対比－0.8%引き下げるための所要の調整後の3年12月支給分）

総 裁	5,306,000円
副総裁	4,182,000円
審議委員	4,020,000円
監 事	2,501,000円
理 事	3,423,000円

（注）令和3年12月1日に支給済の暫定支給額（令和3年度の年収を2年度対比－0.8%引き下げるための支給額）と同額。

令和4年4月8日
日 本 銀 行

日本銀行の役員給与の改訂について

日本銀行は、「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」（別紙参照）に基づき、各役員の役員手当の引き下げ（役員俸給は据え置き）により、令和3年度の年収を2年度対比-0.8%引き下げることにしました。この結果、役員の給与は、以下のとおりとなります。

1. 役員俸給及び役員手当

(単位 千円)

	役員俸給（月額）	役員手当（半期当たり）	
	現行 （改訂なし）	現行	改訂後
総 裁	2,010	5,588	5,447
副総裁	1,590	4,406	4,294
審議委員	1,523	4,234	4,127
監 事	880	2,627	2,564
理 事	1,197	3,595	3,509

2. 役員年収の推移

(単位 万円、かつこ内は前年度比%)

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
総 裁	3,422 (0.0)	3,422 (0.0)	3,467 (1.3)	3,481 (0.4)	3,512 (0.9)	3,526 (0.4)	3,530 (0.1)	3,544 (0.4)	3,530 (-0.4)	3,501 (-0.8)
副総裁	2,704 (0.0)	2,704 (0.0)	2,739 (1.3)	2,750 (0.4)	2,775 (0.9)	2,786 (0.4)	2,789 (0.1)	2,800 (0.4)	2,789 (-0.4)	2,767 (-0.8)
審 議 委 員	2,593 (0.0)	2,593 (0.0)	2,627 (1.3)	2,638 (0.4)	2,661 (0.9)	2,672 (0.4)	2,675 (0.1)	2,685 (0.4)	2,674 (-0.4)	2,653 (-0.8)
監 事	1,533 (0.0)	1,533 (0.0)	1,553 (1.3)	1,560 (0.4)	1,574 (0.9)	1,580 (0.4)	1,581 (0.1)	1,588 (0.4)	1,581 (-0.4)	1,569 (-0.8)
理 事	2,090 (0.0)	2,090 (0.0)	2,117 (1.3)	2,125 (0.4)	2,145 (0.9)	2,153 (0.4)	2,155 (0.1)	2,164 (0.4)	2,155 (-0.4)	2,138 (-0.8)

(注) 平成 24 年度および 25 年度は、上記の金額から役員給与の減額支給措置として、総裁-30%、副総裁および審議委員-20%、監事および理事-10%の減額率により減じた金額を支給。

日本銀行における役員の給与等の支給の基準（抜粋）

1. 社会一般の情勢への適合

法第31条第1項では、役員の給与等の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 特別職国家公務員給与等の勘案の仕方

法第31条第2項では、役員の給与等の支給の基準を定めるに当たって、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の適用を受ける国家公務員（以下「特別職国家公務員」という。）の給与及び退職手当その他の事情を勘案することが求められている。その際、基本的な考え方として、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 総裁の給与については、特別職国家公務員の最高給与を上回らないようこれを定め、総裁以外の役員については、各役職の職責に応じ、総裁との均衡を考慮すること。
- (2) 役員の退職手当については、特別職国家公務員の退職手当を勘案するとともに、日本銀行役員の任用形態や退任後の就職に関する制約等にも配慮すること。

◆政策委員会月報（令和4年3月）に関する件（4月19日）

本委員会は、令和4年4月19日、政策委員会月報（令和4年3月）を承認した。

2. 報告事項

- 金融システムレポート（金融機構局）^{注)}
- 2021年度「不動産その他の重要な財産の取得または処分」に関する報告（文書局、発券局、システム情報局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

注) インターネット・ホームページをご参照ください（4月21日公表）。

令和4年5月24日

日本銀行政策委員会月報（第868号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
中 島 健 至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。